

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十九年九月八日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
株式会社ゆ い	奈良市中山町一 二五九番地	ゆい	奈良市南京終 町二丁目二 〇一番一四	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 九年八月 一日
特定非営利 活動法人S oleil	奈良市疋田町四 丁目一五三番地 の三	mores まいる明日 香	橿原市見瀬町 六一七―三	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 九年八月 一日